



昭和十七年一月

總動員策回義會資料

井上

国立公文書館

分類

返 青

3 A

排架番号

15

65-13

223615

395.313

昭和十六年十二月二十日

内閣總理大臣

東條英機

商工大臣

岸信介

拓務大臣

井野碩哉

國家總動員審議會總裁

東條英機 殿

別紙諮問第七十九號企業、整備ニ關スル勅令案要綱ニ對スル質問、意
見ヲ諮フ

諮問第七十九號

企業ノ整備ニ關スル勅令案要綱

第一 主務大臣企業整備ノ爲特ニ必要アリト認ムルトキハ主務大臣ノ指定スル事業ニ屬スル設備又ハ權利ニシテ主務大臣ノ指定スルモノニ付一般的ニ讓渡其ノ他ノ處分、出資、使用又ハ移動ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得ルコト

第二 主務大臣企業整備ノ爲特ニ必要アリト認ムルトキハ主務大臣ノ指定スル事業ニ付一般的ニ當該事業ノ全部又ハ一部ノ讓渡、廢止又ハ休止ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得ルコト

前項ノ規定ニ依リ制限又ハ禁止セラレタル事業ヲ營ム法人ノ目的變更、合併又ハ解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼザルコト

第三 主務大臣企業整備ノ爲特ニ必要アリト認ムルトキハ特定ノ者ニ對シ其ノ事業ニ關スル設備若ハ權利ノ讓渡若ハ賃貸ヲ命ジ又ハ特定

ノ者ニ對シ當該設備若ハ權利ノ讓受若ハ賃借ヲ命ズルコトヲ得ルコト
第四 第三ノ場合ニ於ケル讓渡又ハ賃貸ノ條件ハ當事者間ノ協議ニ依
ルコト

前項ノ協議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼザ
ルコト

第一項ノ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ主務大臣之
ヲ裁定スルコト

第五 知レタル擔保權ノ目的タル設備又ハ權利ニ付第三ノ規定ニ依ル
讓渡又ハ讓受ノ命令アリタル場合ニ於テ當該擔保權ヲ消滅セシムル
ニ非ザレバ其ノ目的ヲ達スルコト能ハズト認メラルルトキハ當事者
ハ擔保權ノ處理ニ付擔保權者ニ協議スベキコト

前項ノ場合ニ於テ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ主
務大臣ハ當事者又ハ擔保權者ノ申請ニ依リ擔保權ノ處理ニ關シ裁定
スルコトヲ得ルコト

第六 第五ノ規定ハ第三ノ場合ニ於テ當該設備又ハ權利ガ知レタル賃
借權其ノ他ノ權利ノ目的タルトキ之ヲ準用スルコト

第七 第三ノ命令ニ基ク讓渡又ハ賃貸ハ協議又ハ裁定ニ於テ別段ノ定
ヲ爲サザルトキハ對價ノ全部(分割拂ノトキハ第一回分ノ全部)ノ
支拂又ハ信託アリタルトキ其ノ效力ヲ生ズルコト但シ權利ノ讓渡若
登録ニ依リ其ノ效力ヲ生ズル場合ハ此ノ限ニ在ラザルコト

第八 緊急ノ場合ニ於テ主務大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ第四ノ
規定ニ依ル協議成立前ト雖モ當該設備又ハ權利ノ讓渡又ハ賃貸ノ命
令ヲ受ケタル者ニ對シ相手方ニ當該設備又ハ權利ノ全部又ハ一部ヲ
引渡スベキコトヲ命ズルコトヲ得ルコト

前項ノ場合ニ於テ主務大臣必要アリト認ムルトキハ相手方ヲシテ主
務大臣ノ適當ト認ムル擔保ヲ供託セシムルコトヲ得ルコト
前項ノ擔保ノ處理ニ付テハ協議又ハ裁定ニ於テ必要ナル定ヲ爲スベ
キコト

第九 主務大臣企業整備ノ爲特ニ必要アリト認ムルトキハ特定ノ者ニ對シ其ノ事業ニ屬スル設備又ハ權利ノ出資ヲ命ズルコトヲ得ルコト此ノ場合ニ於テ主務大臣ハ出資ノ相手方タル會社ニ對シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得ルコト

第四乃至第六ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用スルコト

第一項ノ命令ニ係ル當該設備又ハ權利ニ付存シタル擔保權ガ前項ニ於テ準用スル第五ノ規定ニ依リ消滅シタルトキハ當該擔保權者ハ出資ニ對シ割當ラレタル株式又ハ持分ノ上ニ質權ヲ有スルコト但シ協議又ハ裁定ニ於テ別段ノ定ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラザルコト

第十 第三又ハ第九ノ命令ヲ受ケタル者ハ命令事項ヲ完了スルニ至ル迄讓渡、質貸又ハ出資ニ支障ヲ及ボス虞ナキ場合ヲ除クノ外主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ當該設備又ハ權利ノ讓渡、質貸、移動其ノ他當該設備又ハ權利ニ關シ新ナル處分ヲ爲サコトヲ得ザルコト

第十一 第三又ハ第九ノ命令ニ基キ當該設備又ハ權利ノ讓渡又ハ出資

ヲ受ケタル者當該設備又ハ權利ノ讓渡其ノ他ノ處分ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベキコト

第十二 主務大臣ハ第五ノ第九第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ムノ規定ニ依リ擔保權ヲ消滅セシメザル場合ニ於テ當該設備又ハ權利ヲ讓渡又ハ出資シタル者ヲシテ讓渡又ハ出資ヲ受ケタル者ガ擔保權ノ實行ニ因リ受クルコトアルベキ損失ノ填補ニ充ツル爲相當ノ擔保ヲ供託セシムルコトヲ得ルコト但シ第十三ノ規定ニ依リ債務ノ承擔アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラザルコト

讓渡又ハ出資ヲ受ケタル者ハ前項ノ規定ニ依リ供託セラレタルモノノ上ニ質權ヲ有スルコト

第十三 主務大臣ハ第三又ハ第九ノ規定ニ依リ設備又ハ權利ノ讓渡又ハ出資ヲ命ジタル場合ニ於テ讓渡者又ハ出資者ヲシテ當該設備又ハ權利ヲ擔保トスル債務ヲ引續キ負擔セシメ置クコトヲ適當ナラズト認ムルトキハ讓渡又ハ出資ヲ受ケタル者ヲシテ當該債務ノ全部又ハ

一部ヲ承繼セシムルコトヲ得ルコト

前項ノ場合ニ於ケル承繼價格其ノ他承繼ニ關スル條件ハ當事者間ノ協議ニ依ルコト

第四第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用スルコト

第十四 主務大臣企業整備ノ爲特ニ必要アリト認ムルトキハ特定ノ者ニ對シ事業ノ全部又ハ一部ノ委託、受託、讓渡若ハ讓受又ハ會社ノ

合併ヲ命ズルコトヲ得ルコト

第四乃至第八及第十乃至第十三ノ規定ハ事業ノ讓渡又ハ讓受ヲ命ゼラレタル場合ニ之ヲ準用スルコト

第四ノ規定ハ事業ノ委託、受託又ハ會社ノ合併ヲ命ゼラレタル場合ニ之ヲ準用スルコト

第十五 主務大臣企業整備ノ爲特ニ必要アリト認ムルトキハ特定ノ者ニ對シ其ノ事業ノ全部又ハ一部ノ廢止又ハ休止ヲ命ズルコトヲ得ルコト

第十六 主務大臣本令ニ基ク措置ニ關シ必要アリト認ムルトキハ命令ヲ受ケタル者ヨリ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、店

舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得ルコト

第十七 補償スベキ損失ハ第十五ノ規定ニ基ク命令ニ依リ通常生ズベキ損失トスルコト

第十八 第九ノ命令ニ依リ事業ニ屬スル設備又ハ權利ヲ出資シタルト

キハ其ノ出資ニ對シ與ヘラレタル株式ノ價格ニ關シ出資ヲ爲シタル營業年度ニ於ケル法人税法ニ依リ所得、營業税法ニ依リ純益及臨時

利得税法ニ依リ利益ノ計算ニ付命令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得ルコト

第十四ノ命令ニ基キ左ノ事項ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登録税ノ額ハ左ノ額トスルコト但シ登録税法ニ依リ算出シタル登録税ノ額ガ左ノ額ヨリ少キトキハ其ノ額ニ依ルコト

一 合併ニ因ル會社ノ設立

金錢出資ニ依ル拂込株金額及金錢ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ價格ノ千分ノ五ト金錢以外ノ財產ノ出資ニ依ル拂込株金額及金錢以外ノ財產ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ價格ノ千分ノ一トノ合計額

二 合併ニ因ル會社資本ノ増加

金錢出資ニ依ル増資拂込株金額及金錢ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ價格ノ千分ノ五ト金錢以外ノ財產ノ出資ニ依ル増資拂込株金額及金錢以外ノ財產ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ價格ノ千分ノ一トノ合計額

三 事業設備又ハ事業ノ讓受ノ場合ニ於ケル不動産ニ關スル權利ノ取得

不動産ノ價格ノ千分ノ三

第十九 本制度ハ前各號ニ準ジ各外地ニモ之ヲ實施スルコト

昭和十六年十二月二十日

内閣總理大臣 東條英機

遞信大臣 寺島健

拓務大臣 井野碩哉

國家總動員會議會總裁 東條英機 殿

別紙諮問第八十 號海運統制令及港灣運送業等統制令中改正ニ關

スル勅令案要綱ニ對スル貴會ノ意見ヲ諮フ

詰問第八十號

海運統制令及港灣運送業等統制令中
改正ニ關スル勅令案要綱

海運統制令ヲ左ノ通改正スルコト

第一 本要綱ニ於テ船舶等トハ船舶、船體、船舶用機關、艙裝品又ハ其ノ部分品若ハ附屬品ヲ謂ヒ船舶ノ價格等トハ船舶ノ價格及修繕料水上ノ運送賃、船舶ノ賃貸料及運航手数料、船積又ハ陸揚ニ關スル請負料又ハ手数料並ニ船舶ノ賣買、貸借若ハ運航委託又ハ船舶ニ依ル運送ノ斡旋手数料ヲ謂フコト

本要綱ニ於テ貸渡又ハ借受トハ期間傭船ヲ含ムモノトスルコト

第二 本要綱ニ於テ海運關係事業トハ左ニ掲グル事業ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フコト

- 一 船舶ニ依ル人若ハ物ノ運送、船舶ノ貸渡又ハ其ノ運航ノ委託ヲ爲ス事業
- 二 船舶等ノ製造又ハ修繕ヲ爲ス事業

三 船舶ノ運航又ハ製造若ハ修繕ニ必要ナル多種類ノ商品ノ販賣ヲ爲ス事業

四 船舶ノ救助、引揚又ハ解撤ヲ爲ス事業

第三 遞信大臣海運關係事業整備ノ爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ海運關係事業者ニ對シ其ノ事業ニ屬スル設備又ハ其ノ事業ノ用ニ供スル物資ノ讓渡、讓受、貸渡又ハ借受ヲ命ズルコトヲ得ルコト

第四 第三ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ハ讓渡價格、貸借料其ノ他ノ事項ニ關シ協議スベキコト

前項ノ規定ニ依ル當事者間ノ協議ハ遞信大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼザルコト

協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ遞信大臣之ヲ裁定スルコト

第五 遞信大臣海運關係事業整備ノ爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ

定ムル所ニ依リ海運關係事業者ニ對シ其ノ事業ニ屬スル設備ノ出資ヲ命ズルコトヲ得ルコト此ノ場合ニ於テ遞信大臣ハ出資ノ相手方タル會社ニ對シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得ルコト

第六 遞信大臣海運關係事業整備ノ爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ海運關係事業者ニ對シ其ノ事業ノ全部又ハ一部ノ委託、受託、共同經營、讓渡若ハ讓受又ハ會社ノ合併ヲ命ズルコトヲ得ルコト

第七 海運關係事業者ガ第五ノ命令ニ基キ事業設備ヲ出資シタルトキハ其ノ設備ノ出資ニ對シ與ヘラレタル株式ノ償額ニ關シ出資ヲ爲シタル營業年度ニ於ケル法人税法ニ依ル所得、營業税法ニ依ル純益及臨時利得税法ニ依ル利益ノ計算ニ付命令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得ルコト

第三、第五又ハ第六ノ命令ニ基キ左ノ事項ニ付ギ登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登録税ノ額ハ左ノ額トスルコト但シ登録税法ニ依リ算

出シタル登録税ノ額ガ左ノ額ヨリ少キトキハ其ノ額ニ依ルコト

一 合併ニ因ル會社ノ設立

金銭出資ニ依ル拂込株金額及金銭ヲ目的トスル株金以外、出資ノ價格、千分、五ト金銭以外、財産、出資ニ依ル拂込株金額及金銭以外、財産ヲ目的トスル株金以外、出資ノ價格、千分、一ト、合計額

二 合併ニ因ル會社資本ノ増加

金銭出資ニ依ル増資拂込株金額及金銭ヲ目的トスル株金以外、出資ノ價格、千分、五ト金銭以外、財産、出資ニ依ル増資拂込株金額及金銭以外、財産ヲ目的トスル株金以外、出資ノ價格、千分、一ト、合計額

三 事業設備又ハ事業ノ讓受ノ場合ニ於ケル不動産ニ關スル權利ノ取得

不動産ノ價格ノ千分、三

第八 遞信大臣ハ海運關係事業者又ハ其ノ團體ニ對シ海運關係事業ニ

關スル研究、技術其ノ他ニ付他、海運關係事業者若ハ其ノ團體ニ對

スル協力ヲ爲シ又ハ他、海運關係事業者若ハ其ノ團體ヨリ協力ヲ受

クルコトヲ命ズルコトヲ得ルコト

第九 第四ノ規定ハ第五、第六及第八ノ場合ニ之ヲ準用スルコト

第十 遞信大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ海運關係事業者ニ對シ其ノ事

業ノ用ニ供スル物資ノ使用、消費又ハ保有ニ關シ必要ナル事項ヲ命

ジ又ハ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得ルコト

第十一 遞信大臣海運關係事業整備ノ爲特ニ必要アリト認ムルトキハ

海運關係事業者ニ對シ其ノ事業ノ全部若ハ一部ノ廢止又ハ休止ヲ命

ズルコトヲ得ルコト

第十二 船舶等ノ製造又ハ修繕ヲ爲サントスル者及外國ニ船舶等ノ製

造又ハ修繕ノ註文ヲ爲サントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該船

船等ノ製造又ハ修繕ニ付遞信大臣ノ許可ヲ受クベキコト

第十三 遞信大臣ハ船舶等ノ製造又ハ修繕ヲ爲ス事業ヲ營ム者ニ對シ船舶等ノ製造若ハ修繕ヲ命ジ又ハ海運關係事業者ニ對シ船舶等ノ製造若ハ修繕ニ付其ノ順位、變更、期間、短縮、範圍、制限其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得ルコト

第十四 帝國臣民又ハ帝國法人日本船舶ニ非サル船舶ヲ借受ケ又ハ其ノ運航、委託ヲ受ケントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ遞信大臣ノ許可ヲ受クベキコト日本船舶ニ非サル船舶ニ依リ命令ヲ以テ定ムル物資ヲ運送セントスルトキ亦同ジキコト

第十五 遞信大臣ハ航路若ハ就航區域ヲ指定シ又ハ一般的ニ船舶ヲ指定シテ航海ヲ禁止若ハ制限シ又ハ一般的ニ人若ハ物ヲ指定シテ其ノ運送ヲ禁止若ハ制限スルコトヲ得ルコト

第十六 遞信大臣ハ海上輸送ノ圓滑ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ運送取扱業者、荷送人若ハ荷受人又ハ此等ノ者ノ團體ニ對シ運送品ノ船積若ハ陸揚ニ關シ其ノ方法若ハ順位、變更ヲ命ジ又ハ船積若ハ陸揚

期日、期間若ハ數量ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得ルコト

第十七 遞信大臣ハ海運關係事業者、港灣運送業者若ハ海運仲立業者又ハ此等ノ者ノ團體ニ對シ船舶ノ價格等ノ設定又ハ變更ヲ命ズルコトヲ得ルコト

前項ノ命令ニ依リ設定又ハ變更シタル價格等ニ付テハ遞信大臣ノ認可ヲ受クベキコト

第十八 補償スベキ損失ハ第十若ハ第十一ノ規定ニ依ル處分又ハ第十三ノ規定ニ依ル船舶等ノ製造若ハ修繕ノ命令ニ因ル通常生ズベキ損失トスルコト

損失補償請求ノ時期其ノ他損失補償ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

第十九 遞信大臣ハ海運關係事業者ヨリ其ノ事業ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ事務所、營業所、船舶、工場其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ検査セシムル

コトヲ得ルコト

港灣運送業等統制令中左ノ通改正スルコト

第一 第五條中「讓受」ヲ「讓受、出資若ハ」ニ改ムルコト

第二 第五條ノ二 港灣運送業ヲ營ム會社ガ前條ノ命令ニ基キ事業設備、出資ヲ爲シタルトキハ其ノ出資ニ對シ與ヘラレタル株式ノ價額ニ關シ出資ヲ爲シタル營業年度ニ於ケル法人税法ニ依ル所得、營業税法ニ依ル純益及臨時利得税法ニ依ル利益ノ計算ニ付命令ヲ以テ附例ヲ設クルコトヲ得ルコト

第四條又ハ前條ノ命令ニ基キ左ノ事項ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登録税ノ額ハ左ノ額トスルコト但シ登録税法ニ依リ算出シタル登録税ノ額ガ左ノ額ヨリ少キトキハ其ノ額ニ依ルコト

一 合併ニ因ル會社ノ設立

金錢出資ニ依ル拂込株金額及金錢ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ價格ノ千分ノ五ト金錢以外ノ財産ノ出資ニ依ル拂込株金額及金錢以外ノ財産ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ價格ノ千分ノ一トノ合

計額

二 合併ニ因ル會社資本、増加

金錢出資ニ依ル増資拂込株金額及金錢ヲ目的トスル株金以外、出資、價格、千分、五ト金錢以外、財産、出資ニ依ル増資拂込株金額及金錢以外、財産ヲ目的トスル株金以外、出資、價格、千分、一ト、合計額

三 事業設備又ハ事業、讓受、場合ニ於ケル不動産ニ關スル權利、取得

不動産、價格、千分、三

第三 第七條中「事業ヲ讓渡シ又ハ廢止セントスルトキハ」ヲ「事業、讓渡若ハ廢止又ハ事業設備、讓渡若ハ貸渡ヲ爲サントスルトキハ」ニ改ムルコト

昭和十六年十二月二十日

内閣總理大臣 東條英機

農林大臣 林 銈野 碩哉

拓務大臣 井野碩哉

國家總動員審議會總裁 東條英機

別紙諮問第八十二號水産業ノ統制ニ關スル勅令案要綱ニ對スル貴會ノ意見ヲ諮フ

設立委員ハ日本水産統制株式會社ノ設立ニ關スル事務ヲ處理スベキ
コト

第三 設立委員ハ定款ヲ作成シ農林大臣ノ認可ヲ受クベキコト

農林大臣前項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ商法第百六十八條第一項
第五號及第六號ニ掲グル事項ニ付テハ水産事業評價審査委員會ノ議
ヲ經ベキコト

第四 第三ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ總株式ヨリ第一ノ命令ニ
基キ設備又ハ權利ノ出資ヲ爲ス者ニ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘
餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベキコト

第五 創立總會ニ於テハ第十一ニ規定スル理事及監事ヲ選任シ農林大

臣ノ認可ヲ受クベキコト

第六 設立委員ハ創立總會終結シタルトキハ其ノ事務ヲ日本水産統制
株式會社社長ニ引渡スベキコト

第七 第一ノ命令ニ基キ日本水産統制株式會社ニ出資セラルル水産業
ニ屬スル設備又ハ權利ニ付當該第一ノ命令ヲ受ケタル者ガ水面又ハ
土地ノ占用又ハ使用ニ關シ有スル權利義務ハ日本水産統制株式會社
成立シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ日本水産統制株式會社之ヲ
承繼スルコト

第八 會社ガ第一ノ命令ニ基キ日本水産統制株式會社ニ出資ヲ爲シタ
ルトキハ其ノ出資ニ對シ與ヘラレタル株式ノ價額ニ關シ出資ヲ爲シ

タル營業年度ニ於ケル法人税法ニ依ル所得、營業税法ニ依ル純益及臨時利得税法ニ依ル利益ノ計算ニ付命令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得ルコト

第九 日本水産統制株式會社ハ其ノ目的ヲ達成スル爲左ニ掲グル事業ヲ行フコト

- 一 船舶其ノ他水産業用設備ノ貸付
- 二 水産業用資材ノ配給ノ爲ニスル買入及販賣
- 二 水産業ヲ營ム者ニ對スル投資及融資
- 四 水産物ノ買入及販賣
- 五 製氷、冷蔵及冷凍
- 六 代用資材ノ開發其ノ他水産業ノ發達ニ關スル施設並ニ水産業ニ關スル調査及研究

日本水産統制株式會社ハ農林大臣ノ命令ニ依リ又ハ其ノ認可ヲ受ケ前項ニ定ムルモノノ外本會社ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業又ハ附帶事業ヲ營ムコト

第十 日本水産統制株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民、帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上、資本ノ半額以上又ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限り之ヲ所有スルコトヲ得ルコト

第十一 日本水産統制株式會社ニ役員トシテ社長、副社長、理事及監事ヲ置クコト

第十二 社長ハ日本水産統制株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理スルコト

ト
副社長ハ定款ノ定ムル所ニ從ヒ社長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理
シ社長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フコト

副社長及理事ハ社長ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ從ヒ日本水産統制株
式會社ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與スルコト

監事ハ日本水産統制株式會社ノ業務ヲ監査スルコト

第十三 社長及副社長ハ農林大臣之ヲ命ジ理事及監事ハ株主總會ニ於
テ之ヲ選任シ農林大臣ノ認可ヲ受クルモノトスルコト

社長及副社長ノ任期ハ四年、理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年
トスルコト

第十四 日本水産統制株式會社ノ社長、副社長及業務ヲ分掌スル理事
ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ザルコト但シ農林大臣ノ認
可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラザルコト

第十五 日本水産統制株式會社左ノ事項ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テ
ハ其ノ登録税ノ額ハ左ノ額トスルコト但シ登録税法ニ依リ算出シタ
ル登録税ノ額ガ左ノ額ヨリ少キトキハ其ノ額ニ依ルコト

一 設立

金錢出資ニ依ル拂込株金額ノ千分ノ五ト金錢以外ノ財産ノ出資ニ
依ル拂込株金額ノ千分ノ一トノ合計額

二 第二十四ノ規定ニ依ル出資ニ因ル資本増加

増資拂込株金額ノ千分ノ一

三 第一第二項又ハ第二十四ノ規定ニ依ル出資又ハ譲渡ニ基ク不動
産又ハ船舶ニ關スル權利ノ取得

不動産又ハ船舶ノ價格ノ千分ノ三

第十六 農林大臣ハ日本水産統制株式會社ノ業務ヲ監督スルコト

第十七 日本水産統制株式會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定
メ農林大臣ノ認可ヲ受クベキコト之ヲ變更セントスルトキ亦同ジキ
コト

第十八 日本水産統制株式會社債ヲ募集シ又ハ命令ヲ以テ定ムル場
合ヲ除クノ外借入金ヲ爲サントスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クベ
キコト

第十九 日本水産統制株式會社ノ定款ノ變更、合併及解散ノ決議ハ農
林大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼザルコト

第二十 日本水産統制株式會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ農林大臣ノ認
可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ事業ニ屬スル設備若ハ權利ヲ譲渡シ又ハ
所有權以外ノ權利ノ目的ト爲スコトヲ得ザルコト事業ニ屬スル設備
又ハ權利ノ取得ニ付亦同ジキコト

第二十一 農林大臣ハ日本水産統制株式會社ニ對シ水産業ノ發達ヲ圖
ル爲必要ナル施設ヲ命ズルコトヲ得ルコト

第二十二 農林大臣ハ日本水産統制株式會社ノ業務ニ關シ監督上又ハ
公益上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得ルコト

第二十三 農林大臣ハ日本水産統制株式会社ノ決議ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アルトキハ其ノ決議ヲ取消スコトヲ得ルコト

農林大臣ハ日本水産統制株式会社ノ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分又ハ定款ニ違反シタルトキ、公益ヲ害シタルトキ其ノ他役員ヲ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得ルコト

第二十四 農林大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ水産業ヲ營ム者ニ對シ日本水産統制株式会社ハ合併、事業ノ讓渡又ハ事業ニ屬スル設備若ハ權利ノ讓渡若ハ出資ヲ命ズルコトヲ得ルコト此ノ場合ニ於テハ農林大臣ハ日本水産統制株式会社ニ對シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ

得ルコト

第二十五 農林大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ水産業ヲ營ム者ニ對シ特定ノ水産業ノ統制ノ爲其ノ水産業ヲ營ムコトヲ目的トスル株式会社

(以下水産統制株式会社ト稱ス)ノ設立ヲ命ズルコトヲ得ルコト

前項ノ命令ニ於テハ水産統制株式会社ト爲ルベキコト又ハ水産業ニ屬スル設備若ハ權利ヲ出資スベキコトヲ命ズルコトヲ得ルコト

第二十六 第二十五ノ命令ヲ受ケタル者ニシテ水産統制株式会社ト爲ルベキコトヲ命ゼラレタル株式会社(以下指定會社ト稱ス)ハ本要綱ニ依リ水産統制株式会社ト爲ルコトヲ得ルコト

第二十七 設立委員ハ指定會社ガ水産統制株式会社ト爲ル場合ニ於テ

ハ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ作成シ第二十五ノ命令ヲ受ケタル者ノ承認ヲ得ルコトヲ要スルコト

一 水産統制株式會社ノ商號、資本ノ總額、一株ノ金額及本店ノ所在地

二 水産統制株式會社ト爲ルベキ株式會社ノ商號

三 水産統制株式會社ノ發行スベキ株式ノ種類、數及拂込金額並ニ指定會社ノ株主ニ對スル株式ノ割當ニ關スル事項

四 指定會社ノ株主ニ支拂ヲ爲スベキ金額ヲ定メタルトキハ其ノ規定

五 第二十五ノ命令ニ基キ出資ヲ爲ス者ノ名稱、出資ノ目的タル財

産、其ノ價格及之ニ對シ與フル株式ノ種類及數

六 水産統制株式會社ノ成立後ニ讓受クルコトヲ約シタル財産、其ノ價格及讓渡者ノ名稱

七 水産統制株式會社ヲ設立スベキ時期

八 第二十五ノ命令ヲ受ケタル者ニ於テ承認ヲ爲スベキ期日

九 其ノ他必要ト認ムル事項

前項ノ承認ハ第二十六ノ命令ヲ受ケタル者ガ株式會社ナル場合ニ於テハ商法第三百四十三條ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要スルコト

設立委員第一項ノ承認ヲ得タルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クベキコト

農林大臣前項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ第一項第三號乃至第六號ニ掲グル事項ニ付テハ水産事業評價審査會ノ議ヲ經ベキコト

第二十八 設立委員ハ第二十七第三項ノ認可アリタルトキハ定款ヲ作成シ農林大臣ノ認可ヲ受クベキコト

前項ノ定款ニハ商法ニ規定スル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スベキコト

- 一 指定會社ノ株主ニ對スル株式ノ割當ニ關スル事項
- 二 指定會社ノ株主ニ支拂ヲ爲スベキ金額ヲ定メタルトキハ其ノ規定
- 三 指定會社ノ財産ノ概況

第二十九 第二十八第一項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ總株式ヨリ指定會社ノ株主及第二十五ノ命令ニ基キ設備又ハ權利ノ出資ヲ爲

ス者ニ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベキコト

第三十 指定會社ハ水産統制株式會社ノ成立ニ依リ之ニ吸收セララルモノトシ指定會社ノ權利義務（指定會社ガ其ノ水産業ニ屬スル設備又ハ權利ニ付水面又ハ土地ノ占用又ハ使用ニ關シ行政廳ノ許可、承認其ノ他ノ處分ニ基キ有スル權利義務ヲ含ム）ハ水産統制株式會社ニ於テ之ヲ承繼スルコト

第三十一 第三十ノ場合ニ於ケル指定會社ヨリ水産統制株式會社ヘノ有價證券ノ移轉ニ付テハ有價證券移轉稅ヲ免除スルコト

第三十二 水産統制株式會社ガ設立ノ登記ヲ受クルトキハ其ノ拂込株金額中指定會社ノ拂込株金額ニ相當スル部分ニ付テハ登録稅ヲ免除

スルコト

水産統制株式會社が第三十ノ規定ニ依リ指定會社ヨリ不動産又ハ船舶ニ關スル權利ヲ承繼スル場合ニ於ケル其ノ取得ニ付登記ヲ受クルトキ亦前項ニ同ジキコト

第三十三 水産統制株式會社ハ農林大臣ノ命令ニ依リ又ハ其ノ認可ヲ受ケ第二十五第一項ニ定ムルモノノ外附帶事業ヲ營ムコトヲ得ルコト

第三十四 水産統制株式會社ノ社長、副社長、理事及監事ハ株主總會ニ於テ選任シ農林大臣ノ認可ヲ受クルモノトスルコト

第三十五 第十乃至第十二第十三第二項及第十四乃至第二十四ノ規定ニ準

ズル規定ヲ水産統制株式會社ニ付設クルコト

第三十六 日本水産統制株式會社ハ水産業ニ於ケル經營ノ安定ヲ圖ル爲命令ノ定ムル所ニ依リ水産安定資金ヲ設定スベキコト

前項ノ規定ニ依リ水産安定資金ニ繰入レタル金額ハ法人税法ニ依ル所得、營業税法ニ依ル純益及臨時利得税法ニ依ル利益ノ計算上之ヲ損金ニ算入スルコト

第三十七 農林大臣ノ指定スル水産業ハ特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外農林大臣ノ指定スル水産統制株式會社ニ非ザレバ之ヲ開始スルコトヲ得ザルコト

第三十八 農林大臣水産業ノ統制ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ

命令ヲ以テ定ムル水産業ニ屬スル施設又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル施設ノ全部又ハ一部ヲ使用スルコトヲ得ルコト

農林大臣ハ前項ノ規定ニ依リ使用スル施設ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ日本水産統制株式會社ヲシテ使用セシムルコト

農林大臣ハ日本水産統制株式會社ヲシテ第一項ノ施設ノ所有者ニ對シ農林大臣ノ指定スル金額ヲ支拂ハシムルコト

工場事業場使用收用令第三條乃至第十二條、第十八條乃至第二十五條第二十七條、第二十九條及第三十一條乃至第三十三條ノ規定ハ農林大臣ガ第一項ノ使用ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用スルコト

第三十九 行政官廳ハ水産業ノ統制ニ關シ必要ナル報告ヲ受シ又ハ該

官吏

其ノ狀況若ハ帳簿、書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得ルコト

第四十 日本水産統制株式會社及水産統制株式會社ニ設備又ハ權利ノ讓渡又ハ出資ヲ命ジタル場合ニ於ケル債務ノ承繼及擔保ノ處理ニ付テハ

企業ノ整備ニ關スル勅令案要綱第五、第九、第十二及第十三ノ例ニ依ルコト

第四十一 本制度ハ必要ニ應ジ前各號ニ準ジ各外地ニモ之ヲ實施スルコト

諮問第八十二號

總動員業務指定命令改正ニ關スル勅命案要綱

總動員業務指定命令中ニ左ノ二號ヲ追加スルコト

- 一 國家總動員上必要ナル證券類ノ生産ニ關スル業務
- 二 國家總動員上必要ナル從業者ノ住宅ノ供給ニ關スル業務

第二十三回國家總動員審議會開催通知ノ件

記

一 日 時 昭和十七年一月十九日（月曜日）午後三時

一 場 所 於企畫院第一、二會議室

一 議 題

(一) 諮問第八十三號 金融統制團體ニ關スル勅令案要綱

(二) 諮問第八十四號 金融事業ノ整備ニ關スル勅令案要綱

昭和十七年一月十六日

内閣總理大臣 東條英機
大藏大臣 賀屋興宣
拓務大臣 井野碩哉

國家總動員審議會總裁 東條英機 殿

別紙諮問第八十三號金融統制團體ニ關スル勅命案要綱ニ對スル貴會ノ意見ヲ諮フ

諮問第八十三號

金融統制團體ニ關スル勅令案要綱

第一章 總則

第一 本要綱ニ依ル團體ハ全國金融統制會、業態別統制會、統制組合及地方金融協議會トスルコト

第二章 全國金融統制會

第二 全國金融統制會ハ國民經濟ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲金融事業ノ機能ノ綜合的發揮ヲ圖リ且之ガ爲必要ナル統制ヲ行ヒ以テ金融ニ關スル國策ノ立案及遂行ニ協力スルコトヲ目的トスルコト

第三 全國金融統制會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ニ掲グル事業ヲ行フコト

- 一 金融ニ關スル政府ノ計畫ニ對スル參畫
- 二 資金ノ吸收及運用ニ關スル指導統制
- 三 金融事業ノ整備ノ促進

- 四 金融事業ノ機能ノ増進
- 五 金融事業ト産業トノ關係ノ緊密化ノ促進
- 六 金融ニ關スル調査及研究
- 全國金融統制會ハ地方金融協議會ノ事業ノ指導統制及各地地方金融協議會ノ事業ノ連絡調整ヲ行フコト
- 全國金融統制會ハ前項ニ掲グルモノノ外全國金融統制會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業ヲ行フコトヲ得ルコト
- 第四 全國金融統制會ノ會員タル資格ヲ有スル者ハ左ニ掲グルモノトスルコト
- 一 日本銀行
- 二 業態別統制會
- 三 其ノ他金融事業ヲ營ム者ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ
- 第五 主務大臣全國金融統制會ヲ設立セシメントスルトキハ第四ノ規定ニ依リ會員タル資格ヲ有スルモノニ對シ全國金融統制會ノ設立ヲ

命ズベキコト

前項ノ規定ニ依ル全國金融統制會設立ノ命令アリタルトキハ創立總會ヲ開キ之ニ諮リテ定款其ノ他全國金融統制會ノ設立ニ必要ナル事項ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベキコト

第六 全國金融統制會ノ定款ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベキコト

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所ノ所在地
- 四 會員ニ關スル規定
- 五 事業及其ノ執行ニ關スル規定
- 六 役員ニ關スル規定
- 七 會議ニ關スル規定
- 八 會計ニ關スル規定
- 第七 全國金融統制會ハ設立ノ認可アリタルトキ又ハ國家總動員法第

十八條第三項ノ規定ニ依リ定款ノ作成アリタルトキ成立スルコト

第八 全國金融統制會成立シタルトキハ會員ナル資格ヲ有スル者ハ總テ全國金融統制會ノ會員トスルコト

第九 全國金融統制會ニハ會長一人及理事若干人ヲ置クベキコト
全國金融統制會ニハ定款ノ定ムル所ニ依リ副會長二人以内又ハ理事長一人ヲ置クコトヲ得ルコト

第十 會長ハ全國金融統制會ヲ代表シ金融事業ノ指導統制其ノ他ノ會務ヲ總理スルコト

副會長ハ會長ヲ輔佐シ豫メ會長ノ定ムル順位ニ依リ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ會長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フコト

理事長ハ會長及副會長ヲ輔佐シ會務ヲ掌理シ會長及副會長共ニ事故アルトキハ會長ノ職務ヲ代理シ會長及副會長共ニ缺員ノトキハ會長ノ職務ヲ行フコト

理事ハ會長、副會長及理事長ヲ輔佐シ會務ヲ掌理シ豫メ會長ノ定ム

ル順位ニ依リ會長、副會長及理事長共ニ事故アルトキハ會長ノ職務ヲ代理シ會長、副會長及理事長共ニ缺員ノトキハ會長ノ職務ヲ行フコト

第十一 會長ハ日本銀行總裁ヲ以テ之ニ充ツルコト

副會長、理事長及理事ハ金融事業ニ關シ經驗アル者又ハ學識アル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズルコト

第十二 副會長、理事長及理事ノ任期ハ三年トスルコト

第十三 副會長、理事長及理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ザルコト但シ日本銀行ノ職員タルトキ又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラザルコト

第十四 全國金融統制會ニ監事若干人ヲ置クベキコト

監事ハ全國金融統制會ノ經理ノ狀況ヲ監査スルコト

監事ハ金融事業ニ關シ經驗アル者又ハ學識アル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズルコト

監事ノ任期ハ二年トスルコト

第十五 全國金融統制會ニ評議員若干人ヲ置クベキコト

評議員ハ會長ノ諮問ニ對シ答申シ又ハ會長ニ對シ意見ヲ具申スルト

評議員ハ金融事業若ハ産業ニ關シ經驗アル者又ハ學識アル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズルコト

評議員ノ任期ハ二年トスルコト

第十六 全國金融統制會ハ金融事業ニ關スル事項ニ付主務大臣ニ建議スルコトヲ得ルコト

第十七 全國金融統制會ハ主務大臣ノ諮問ニ對シ答申スベキコト

爲ス爲必要ナル資料ノ提出ヲ求ムルコトヲ得ルコト

第十八 全國金融統制會ハ定款ノ定ムル所ニ依リ會員ニ對シ賦課金ヲ課スルコトヲ得ルコト

第十九 全國金融統制會ハ定款ノ定ムル所ニ依リ定款又ハ統制規程

ニ違反シタル會員ニ對シ過怠金ヲ課スルコトヲ得ルコト

第二十 賦課金及過怠金ニ付テハ強制徵收權ヲ認ムルコト

第二十一 全國金融統制會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ會員ノ事業ニ關スル統制規程ヲ設定スベキコト

會員ハ前項ノ統制規程ニ依ルベキコト

第二十二 定款ノ變更並ニ統制規程ノ設定及變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼザルコト

第二十三 全國金融統制會其ノ目的ヲ達スル爲必要アリト認ムルト

キハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ會員又ハ會員タル業態別統制會ヲ組織スル者ノ業務又ハ經理若ハ財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得ルコト

第二十四 全國金融統制會其ノ目的ヲ達スル爲必要アリト認ムルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ會員タル業態別統制會ニ對シ其ノ會員若ハ其ノ會員タル統制組合ヲ組織スル者ノ業務、財産若ハ經理ノ

狀況ヲ検査シ又ハ其ノ會員タル統制組合ヲシテ當該統制組合ヲ組織スル者ノ業務若ハ財産ノ狀況ヲ検査セシメ其ノ結果ヲ報告スベキコトヲ命ズルコトヲ得ルコト

第二十五 全國金融統制會ハ地方金融協議會ノ事業ヲ指導統制スル爲又ハ各地方金融協議會ノ事業ノ連絡調整ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ地方金融協議會ノ業務又ハ經理ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得ルコト

第二十六 左ニ掲グル事項ハ總會ニ諮リ會長之ヲ決定ルコト

一 定款ノ變更

二 收支豫算

三 賦課金ノ賦課徵收方法

第二十七 會長ハ毎年總會ニ全國金融統制會ノ事業ノ狀況ヲ報告シ監事ヲシテ經理ノ狀況ヲ報告セシムベキコト

第二十八 主務大臣必要アリト認ムルトキハ全國金融統制會ヨリ其ノ專業ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ事務所ニ臨檢シ業務又ハ經理ノ狀況ヲ検査セシムルコトヲ得ルコト

第二十九 主務大臣ハ全國金融統制會ニ對シ金融ニ關スル事項ノ調査ヲ命ズルコトヲ得ルコト

第三十 主務大臣金融統制上必要アリト認ムルトキハ全國金融統制會ニ對シ必要ナル專業ノ施行、定款ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得ルコト

第三十一 主務大臣ハ全國金融統制會ニ對シ業務又ハ經理ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得ルコト
主務大臣必要アリト認ムルトキハ監事ヲシテ監査ノ結果ヲ報告セシムルコトヲ得ルコト

第三十二 主務大臣ハ副會長、理事長、理事又ハ評議員ノ行爲ガ法令又ハ法令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ、公益ヲ害シタルトキ

其ノ他全國金融統制會ノ專業ノ運営上副會長、理事長、理事又ハ評議員ヲ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得ルコト
主務大臣ハ監事ノ行爲ガ法令若ハ法令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ又ハ公爲ヲ害シタルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得ルコト

第三十三 全國金融統制會ハ主務大臣ノ命令ニ因リテ解散スルコト
第三章 業態別統制會

第三十四 業態別統制會ハ國民經濟ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲當該金融專業ノ機能ノ一體的發揮ヲ圖リ且之ガ爲必要ナル統制ヲ行ヒ以テ當該金融專業ニ關スル國策ノ遂行ニ協力スルコトヲ目的トスルコト

第三十五 業態別統制會ハ金融專業ノ業態別ニ之ヲ設立スルコト
前項ノ業態ハ主務大臣之ヲ指定スルコト

第三十六 業態別統制會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ニ掲グル專業ヲ行フコト

一 當該金融專業ニ關スル資金ノ吸收及運用ニ關スル指導統制

二 當該金融專業ノ整備ノ促進

三 當該金融專業ノ機能ノ増進

四 當該金融專業ト産業トノ關係ノ緊密化ノ促進

五 當該金融專業ニ關スル調査及研究

六 前各號ニ掲グルモノノ外業態別統制會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル專業

第三十七 業態別統制會ノ會員タル資格ヲ有スル者ハ左ニ掲グル者ニシテ主務大臣ノ指定スルモノトスルコト

一 當該金融專業ヲ營ム者

二 當該金融專業ヲ營ム者ヲ以テ組織スル統制組合

第三十八 業態別統制會ニハ理事長一人及理事若干人ヲ置クベキコト

第三十九 理事長ハ業態別統制會ヲ代表シ當該金融專業ノ指導統制其ノ他ノ會務ヲ總理スルコト

第四十 理事長ハ銓衡委員ノ推薦シタル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ

ルコト

前項ノ銓衡委員ハ當該金融專業ニ關シ經驗アル者又ハ學識アル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズルコト

理事ハ當該金融專業ニ關シ經驗アル者又ハ學識アル者ノ中ヨリ理事長之ヲ命ズルコト

前項ノ規定ニ依ル理事ノ任命ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼザルコト

第四十一 第十二ノ規定ハ業態別統制會ノ理事長及理事ニ之ヲ準用スルコト

理事長必要アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ理事ヲ解任スルコトヲ得ルコト

前項ノ解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼザルコト

第四十二 第十四第一項、第二項及第四項ノ規定ハ業態別統制會ニ之ヲ準用スルコト

監事ハ評議員之ヲ選任スルコト

第四十三 第十五第一項、第二項及第四項ノ規定ハ業態別統制會ニ之ヲ準用スルコト

評議員ハ當該金融專業ニ關シ經驗アル者又ハ學識アル者ノ中ヨリ理事長之ヲ命ズルコト

前項ノ規定ニ依ル評議員ノ任命ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼザルコト

第四十四 業態別統制會第二十四ノ規定ニ依リ命ヲ受ケタルトキハ其ノ會員又ハ會員タル統制組合ヲ組織スル者ノ業務又ハ經理若ハ財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得ルコト

業態別統制會第二十四ノ規定ニ依リ命ヲ受ケタルトキハ其ノ會員タル統制組合ニ對シ當該統制組合ヲ組織スル者ノ業務又ハ財産ノ狀況ヲ検査シ其ノ結果ヲ報告スベキコトヲ命ズルコトヲ得ルコト

第四十五 第十三ノ規定ハ業態別統制會ノ理事長及理事ニ、第三十二

ノ規定ハ理事長、理事、評議員又ハ監事ニ之ヲ準用スルコト
第五乃至第八、第十第四項、第十六乃至第二十二、第二十六乃至第
三十一及第三十三ノ規定ハ業態別統制會ニ之ヲ準用スルコト

第四章 統制組合

第四十六 統制組合ハ國民經濟ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲一
定地區内ニ於ケル當該金融事業ノ機能ノ一體的發揮ヲ圖リ且之ガ爲
必要ナル統制ヲ行ヒ以テ當該金融事業ニ關スル國策ノ遂行ニ協力ス
ルコトヲ目的トスルコト

第四十七 統制組合ハ一定地區ニ於テ金融事業ノ業態別ニ之ヲ設立ス
ルコト

前項ノ地區及業態ハ主務大臣之ヲ指定スルコト

第四十八

統制組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ニ掲グル事業ヲ行フコト
一 當該地區内ニ於ケル當該金融事業ニ關スル資金ノ吸收及運用ニ
關スル指導統制

二 當該地區内ニ於ケル當該金融事業ノ整備ノ促進

三 當該地區内ニ於ケル當該金融事業ノ機能ノ増進

四 當該地區内ニ於ケル當該金融事業ト産業トノ關係ノ緊密化ノ促進

五 當該地區内ニ於ケル當該金融事業ニ關スル調査及研究

六 前各號ニ掲グルモノノ外統制組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

第四十九 統制組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ハ當該地區内ニ於テ

當該金融事業ヲ營ム者ニシテ主務大臣ノ指定スルモノトスルコト

第五十 統制組合ノ定款ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベキコト

一 目的

二 名稱

三 地區

四 事務所ノ所在地

五 組合員ニ關スル規定

六 事業及其ノ執行ニ關スル規定

七 役員ニ關スル規定

八 會議ニ關スル規定

九 會計ニ關スル規定

第五十一 第三十八及第三十九ノ規定ハ統制組合ニ之ヲ準用スルコト
理事長ハ當該金融事業ニ關シ經驗アル者又ハ學識アル者ノ中ヨリ當
該統制組合ノ所屬スル業態別統制會ノ理事長之ヲ命ズルコト當該統
制組合ノ所屬スル業態別統制會ナキトキハ當該金融事業ニ關シ經驗
アル者又ハ學識アル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズルコト
前項前段ノ規定ニ依ル理事長ノ任命ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非
ザレバ其ノ效力ヲ生ゼザルコト

第五十二 業態別統制會ノ理事長ハ當該業態別統制會ノ會員タル統制
組合ノ理事長ノ行爲ガ法令又ハ法令ニ基キテ爲ス主務大臣ノ處分ニ
違反シタルトキ、公益ヲ害シタルトキ其ノ他當該統制組合ノ事業ノ
運営上理事長ヲ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得ル
コト

前項ノ解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼザ
ルコト

第五十三 統制組合第四十四第二項ノ規定ニ依リ命ヲ受ケタルトキハ
會員ノ業務又ハ財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得ルコト業態別統制會
ノ會員ニ非ザル統制組合主務大臣ヨリ命ヲ受ケタルトキ亦同ジキコト
第五十四 第三十二ノ規定ハ統制組合ノ理事長、理事、評議員又ハ監
事ニ之ヲ準用スルコト

第五、第七、第八、第十第四項、第十七乃至第二十二、第二十六乃
至第三十一、第三十三、第四十第三項及第四項並ニ第四十一乃至第
四十三ノ規定ハ統制組合ニ之ヲ準用スルコト

第五章 地方金融協議會

第五十五 地方金融協議會ハ國民經濟ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシム
ル爲一定地區内ニ於ケル金融事業相互間ノ連絡調整ヲ圖リ且之ガ爲
必要ナル統制ヲ行ヒ以テ金融事業ニ關スル國策ノ遂行ニ協カスルコ

トテ目的トスルコト

第五十六 地方金融協議會ハ一定地區ニ於テ之ヲ設立スルコト

前項ノ地區ハ主務大臣之ヲ指定スルコト

第五十七 地方金融協議會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ニ掲グル事業ヲ行フコト

一 當該地區内ニ於ケル金融事業ニ關スル資金ノ吸收及運用ニ關スル指導統制

二 當該地區内ニ於ケル金融事業ノ整備ノ促進

三 當該地區内ニ於ケル金融事業ノ機能ノ増進

四 前各號ニ掲グルモノノ外地方金融協議會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

第五十八 地方金融協議會ノ會員タル資格ヲ有スル者ハ左ニ掲グル者ニシテ主務大臣ノ指定スルモノトスルコト

一 當該地區内ニ於テ金融事業ヲ營ム者

二 當該地區内ニ於テ金融事業ヲ營ム者ヲ以テ組織スル統制組合

第五十九 第三十八及第三十九ノ規定ハ地方金融協議會ニ之ヲ準用ス

ルコト

理事長ハ金融事業ニ經驗アル者又ハ學識アル者ノ中ヨリ主務大臣之

ヲ命ズルコト

第六十 地方金融協議會ニ顧問若干人ヲ置クコトヲ得ルコト

顧問ハ常時理事長ノ諮問ニ應ジ又ハ理事長ニ對シ意見ヲ具申スルコト

ト

理事長主務大臣ノ指定スル事項ニ付指導統制ヲ爲サントスルトキハ

豫メ顧問ノ意見ヲ徵スルコトヲ要スルコト

顧問ハ主務大臣ノ任可ヲ受ケ理事長之ヲ委嘱スルコト

第六十一 地方金融協議會ハ全國金融統制會ノ指導統制ニ從フコトヲ

要スルコト

第六十二 第三十二ノ規定ハ地方金融協議會ノ理事長、理事、評議員

又ハ監事ニ之ヲ準用スルコト

第五、第七、第八、第十第四項、第十六乃至第二十二、第二十六乃至第三十一、第三十三、第四十第三項及第四項、第四十一乃至第四十三並ニ第五十ノ規定ハ地方金融協議會ニ之ヲ準用スルコト

第六章 雜則

第六十三 本制度ハ必要ニ應ジ前各號ニ準ジ外地ニモ之ヲ實施スルコト

昭和十七年一月十六日

內閣總理大臣 東條英機

大藏大臣 賀屋興宣

拓務大臣 井野碩哉

國家總動員會議會總裁 東條英機

別紙附問第八十四號金融事業ノ整備ニ關スル勅令案要綱ニ對スル貴會ノ意見ヲ諮フ

諮問第八十四號

金融事業ノ整備ニ關スル勅令案要綱

第一 主務大臣金融事業ノ整備ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ金融機關ニ對シ事業ノ委託、受託、讓渡若ハ讓受又ハ法人ノ合併ノ命令ヲ爲スコトヲ得ルコト

第二 金融機關第一ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタルトキハ相手方タル金融機關ト委託、讓渡又ハ合併ノ條件ニ付協議ヲ爲スコトヲ要スルコト

前項ノ協議ヲ爲スコト能ハズ又ハ協議調ハザルトキハ主務大臣之ヲ裁定スルコト

第一項ノ協議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼサルコト

第三 事業ノ委託ニ關シ第二ノ認可又ハ裁定アリタルトキハ當事者タル各金融機關ハ遲滯ナク其ノ旨及事業ノ委託ニ關スル協議又ハ裁定

ノ要旨ヲ公告シ且命令ノ定ムル所ニ依リ登記スルコトヲ要スルコト
第四 本要綱ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外委託金融機關ト受託金融
機關トノ間ノ關係ハ委任ニ關スル規定ニ從フコト

第五 受託金融機關ガ委託金融機關ノ爲ニ法律行爲ヲ爲スニハ委託金
融機關ノ爲ニスルコトヲ表示スルコトヲ要スルコト

前項ノ表示ヲ爲サズシテ爲シタル法律行爲ハ之ヲ自己ノ爲ニ爲シタ
ルモノト看做スコト

第六 事業ノ委託ノ必要ナキニ至リタルトキハ主務大臣ハ事業ノ委託
ノ終了ヲ命ズルコト

第七 規定ハ委託ノ終了シタル場合ニ之ヲ準用スルコト

第七 事業ノ讓渡ニ關シ第二ノ認可又ハ裁定アリタルトキハ當事者タ
ル各金融機關ハ遲滯ナク其ノ旨及事業ノ讓渡ニ關スル協議又ハ裁定
ノ要旨ヲ公告シ且預金者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者以外ノ知レタル
債權者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要スルコト

前項ノ公告及通知ヲ爲シタルトキハ事業ノ讓渡又ハ讓受ニ付債權者
ノ承認ヲ受クルコトヲ要セザルコト

前二項ノ規定ハ合併ノ場合ニ之ヲ準用スルコト

第八 金融機關第一ノ規定ニ依ル命令ニ基キ事業ノ讓渡ヲ爲シタルト
キハ遲滯ナク其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要スルコト

前項ノ公告アリタルトキハ事業ノ讓渡ヲ爲シタル金融機關ノ債務者
ニ對シ民法第四百六十七條ノ規定ニ依ル確定日附アル證書ヲ以テス
ル通知アリタルモノト看做スコト此ノ場合ニ於テハ其ノ公告ノ日附
ヲ以テ確定日附トスルコト

第九 主務大臣ハ第一ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル金融機關ニ對シ委
託、讓渡又ハ合併ノ實行ニ關シ必要アルトキハ事業ノ停止、株式名
義書換ノ禁止其ノ他ノ命令ヲ爲スコトヲ得ルコト

第十 金融事業ヲ營ム者ニシテ主務大臣ノ指定スルモノノ事業ノ讓渡
又ハ讓受ハ第一ノ規定ニ依ル命令ニ基ク場合ヲ除クノ外主務大臣ノ

認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼザルコト

第十一 主務大臣第一ノ規定ニ依ル命令又ハ第二ノ規定ニ依ル認可若ハ裁定ヲ爲スニ付必要アリト認ムルトキハ金融機關ノ取引先ヨリ其ノ業務ニ關スル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得ルコト

第十二 金融機關第一ノ規定ニ依ル命令ニ基キ左ノ事項ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登録税ノ額ハ左ノ額トスルコト但シ登録税法ニ依リ算出シタル登録税ノ額ガ左ノ額ヨリ少キトキハ其ノ額ニ依ルコト

一 合併ニ因ル會社ノ設立

金錢出資ニ依ル拂込株金額及金錢ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ價格ノ千分ノ五ト金錢以外ノ財産ノ出資ニ依ル拂込株金額及金錢以外ノ財産ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ價格ノ千分ノ一トノ合計額

二 合併ニ因ル會社資本ノ増加

金錢出資ニ依ル増資拂込株金額及金錢ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ價格ノ千分ノ五ト金錢以外ノ財産ノ出資ニ依ル増資拂込株金額及金錢以外ノ財産ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ價格ノ千分ノ一トノ合計額

三 事業ノ讓受ノ場合ニ於ケル不動産ニ關スル權利ノ取得

不動産ノ價格ノ千分ノ三

第十三 本制度ハ必要ニ應ジ前各號ニ準ジ外地ニモ之ヲ實施スルコト